

# 「ロープ高所作業（準備中含む）」での死亡災害が発生しています

～確認の多重化によるリスク低減へ～

ビルメンテナンス業で行われているロープ高所作業では、**身体を保持するロープが外れる、ロープが切れる、墜落制止用器具を外していた等**により、また、**準備作業中や移動中に墜落し死亡する等の重篤な災害が発生しています。**（平成29年～令和2年の間に6件）



墜落防止措置そのものを多重化するとともに、**措置状況の確認を多重化（複数の目で確認）**することにより、墜落のリスクを低減させることが重要となっています。

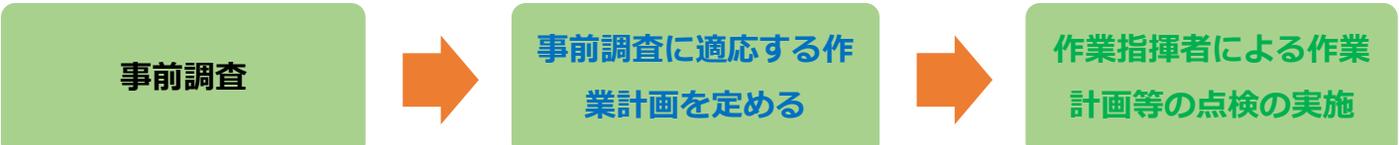
## ★ 都内ロープ高所作業中の死亡災害の例

ロープ高所作業 厚生労働省

災害発生年月	災害の概要	原因（黒字：直接原因、赤字：間接原因）
平成31年 2月	被災者（50代男性）が屋上に設置されたエアコン室外機の設置台（鋼材）を吊元として、メインロープ及びライフラインを同一の鋼材に緊結してロープ高所作業によるガラス清掃作業を行っていたところ、吊元としていた鋼材が外れ、ロープとともに地上に墜落したものの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインロープ及びライフラインをそれぞれ異なる堅固な支持物に緊結していなかったこと。</li> <li>・調査、作業計画の策定が行われておらず、作業指揮者がメインロープの緊結状況等を点検しなかったこと。</li> </ul>
平成31年 1月	被災者（20代男性）が屋上に設置された丸環にメインロープを緊結しロープ高所作業によるガラス清掃作業を行おうとしたところ、体勢を崩しブランコから身体が離れ、地上に墜落したものの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインを設置していなかったこと。</li> <li>・調査、作業計画の策定が行われておらず、作業指揮者がライフラインの緊結状況等を点検しなかったこと。</li> </ul>
平成31年 1月	被災者（50代男性）はロープ高所作業にて5階建てビルのガラス清掃を行っていたところ、メインロープが支持物から外れ、また、ライフラインを設けていなかったためロープとともに地上に墜落したものの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインを設置していなかったこと。</li> <li>・メインロープが外れないよう堅固な支持物に緊結していなかったこと。</li> <li>・調査、作業計画の策定は行われていたが、作業指揮者がメインロープの緊結状況等を点検しなかったこと。</li> </ul>
平成29年 1月	被災者（40代男性）は2階建て建造物屋上の手すりの外に立ち、安全帯を使用せずに、メインロープの緊結等ロープ高所作業の準備を行っていたところ、体勢を崩して墜落したものの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全帯を用いなかったこと。</li> <li>・調査、作業計画の策定が行われておらず、作業指揮者がメインロープの緊結状況等を点検しなかったこと。</li> </ul>

## ★ 死亡災害事例の間接原因から判明した徹底すべき措置

資料出所：死亡災害報告



# ロープ高所作業における危険の防止のための規定（主に措置状況の確認関係）

## ★ 調査及び記録（安衛則第539条の4）

ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。

- ① 作業箇所及びその下方の状況
- ② メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況
- ③ 作業箇所及び支持物に通じる通路の状況
- ④ 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態

発注者・管理者等

必要な協力・連絡調整  
に基づき調査を行う

ロープ高所作業を請負う  
事業者・作業指揮者等

## ★ 作業計画（安衛則第539条の5）

調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知させ、作業計画に従って作業を行う必要があります。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 作業に従事する労働者の人数
- ③ メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
- ④ 使用するメインロープ等の種類及び強度
- ⑤ 使用するメインロープ及びライフラインの長さ
- ⑥ 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置
- ⑦ メインロープ及びライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置
- ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
- ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

## ★ 作業指揮者（安衛則第539条の6）

ロープ高所作業を行うとき、以下の項目の指揮を行う、点検する、作業指揮者を定める必要があります。

- ① 作業計画に基づく作業の指揮
- ② メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にあるそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結されていること。
- ③ メインロープ及びライフラインがロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること。
- ④ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある個所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置が行われていること。
- ⑤ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けられていること。
- ⑥ 墜落制止用器具、保護帽が確実に使用されていること。

## ★ 作業開始前点検（安衛則第539条の9）

ロープ高所作業を行うとき、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めた場合には、直ちに、補修し、または取り替える必要があります。

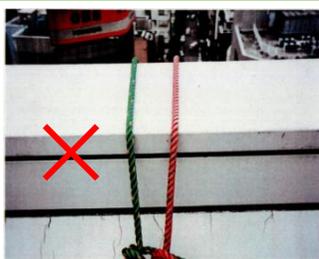
作業用具は必ず劣化、  
損傷します

点検を必ず  
実施

・労働災害の防止  
・第三者を巻き込む災害の防止



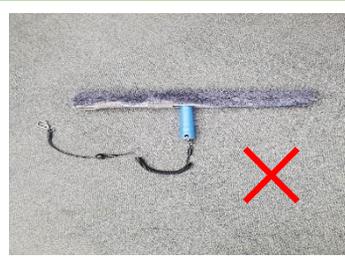
墜落防止措置が取られていない危険な事例



切断防止措置が取られていない危険な事例



亀裂が入った危険な支持物の例



作業中に切れて地上に落下した危険な事例

ロープ高所作業を行う場合は、発注者、管理者、事業者、作業指揮者、従事する労働者等、関係者全員で墜落防止措置状況を確認・点検しましょう！

写真提供：（一社）東京ガラス外装クリーニング協会